

国民健康保険 後期高齢者医療のお知らせ

後期高齢者医療保険料の通知書を 7月中旬に送付します

■保険料の通知書は2通りの方法で
納付方法により通知書の形式が異
なります。

▼はがき形式：特別徴収（年金天引）
の人、口座振替の手続をした人

▼封書形式：納付書で納める人

■均等割額・所得割率・上限額が改
定されます

○令和2・3年度

▼均等割額 53,847 円(52,444 円)

▼所得割率 10.48% (10.28%)

▼上限額 64 万円(62 万円)

※()内は令和元年度

■保険料の計算は

均等割額 / 53,847 円

+ 所得割額 / [賦課のもととなる所得
金額 (令和元年中の所得 - 33 万円)
× 10.48% (所得割率)]

= 年間保険料(上限額 64 万円)

■均等割額の軽減基準が見直されます
(下線部が変更点)

令和元年中の世帯主と世帯の被保険
者の所得の合計額により、均等割額が
軽減されています。

世帯の所得の合計額	軽減 割合
33 万円以下	7.75 割 ※元年度 : 8.5 割
33 万円以下の世帯のうち、被 保険者全員が年金収入 80 万円 以下で、その他各種所得がない	7 割 ※元年度 : 8 割
33 万円 + (28.5 万円 × 被保険 者数) 以下 ※元年度 : 28 万円	5 割
33 万円 + (52 万円 × 被保険者 数) 以下 ※元年度 : 51 万円	2 割

●問い合わせ

▼保険料の賦課について

山口県後期高齢者医療広域連合
業務課 ☎ 083-921-7111

▼保険料の納付について

市民生活課

☎ 2111 内線 168,169

国保・後期高齢者医療 新しい被保険者証(保険証)を 7月下旬に送付します

国保・後期高齢者医療の保険証の有効
期限は7月31日までです。新しい保
険証は7月末までに簡易書留で郵送し
ます。

▼郵送する新しい保険証は8月1日
から使用してください。

▼現在の保険証は8月1日以降、使
用できません。各自で処分してく
ださい(返却不要)。

■保険証の色

現在 / オレンジ色 → 更新後 / 薄紫色

●問い合わせ 市民生活課

☎ 2111 内線 150,151,169

国民健康保険

【限度額適用認定証】

【限度額適用・標準負担額減額認定証】
申請・更新

医療機関・保険薬局等に「認定証」を提
示することで、1カ月の支払いが自己
負担限度額で済み、住民税非課税世
帯の人は入院時の食事代が減額されま
す。自己負担限度額は世帯の所得状
況(住民税課税・非課税等)、国保加入
者の年齢等により異なります。詳しく
は申請時に確認してください。

※国民健康保険税に未納があると認定
証を交付できない場合があります。

■認定証の申請(新規)

事前に申請して認定証の交付を受け
てください(申請月の初日から認定)。

■認定証の更新

7月下旬に更新のお知らせを送付し
ます。引き続き認定証が必要な人は、
8月31日(月)までに申請してください。

○申請・更新場所

市民生活課、各出張所・連絡所

○申請に必要なもの

現在の認定証(更新の人)、国保被保
険者証(保険証)、印鑑、個人番号(マ
イナンバー)のわかるもの

○長期に入院したとき

次の要件をすべて満たす人は、標準
負担額(食事代)がさらに減額でき
る場合があります。申請・更新時に
入院日数を確認できる書類(病院の
領収書など)を持参してください。

▼現在、認定証の交付を受けていて、
区分が「オ」または「Ⅱ」

▼認定期間内で過去12カ月の入院日
数の合計が91日以上ある

●問い合わせ 市民生活課

☎ 2111 内線 150,151

後期高齢者医療

【限度額適用認定証】

【限度額適用・標準負担額減額認定証】
申請・更新

後期高齢者医療の被保険者で住民税
非課税世帯の人は「限度額適用・標準
負担額減額認定証」を、住民税課税所
得が145万円以上690万円未満の被
保険者及び同じ世帯の被保険者は「限
度額適用認定証」の交付を受けること
ができます。医療機関・保険薬局等
にこの認定証を提示することで、1
カ月の支払いが自己負担限度額で済
み、住民税非課税世帯の人は入院時
の食事代が減額されます。

■認定証の申請(新規)

事前に申請して認定証の交付を受け
てください(申請月の初日から認定)。

■認定証の更新(手続不要)

現在、認定証を持っていて8月以降
も該当する人には、7月末までに新し
い認定証を郵送します。

○申請場所

市民生活課、各出張所・連絡所

申請に必要なものは次ページ

○申請に必要なもの

- ▼後期高齢者医療被保険者証(保険証)
▼個人番号(マイナンバー)のわかるもの

○長期に入院したとき

「区分Ⅱ」の認定証の交付を受けていて、過去12カ月の入院日数が91日

以上の場合、入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。入院日数を確認できる書類(病院の領収書など)を持参してください。

※すでに長期入院の認定を受けている人は、申請不要場合があります。市民生活課に確認してください。

●問い合わせ

市民生活課

☎2111 内線 169

山口県後期高齢者医療広域連合
業務課 ☎ 083-921-7111

国民健康保険加入の皆さんへ

特定健診の受診券を発送します

自覚症状がないまま進行する生活習慣病は、特定健診で予兆を発見して生活改善をすることで防ぐことができます。年1回の健康チェックにもなり自分の健康管理に役立ちます。対象者は無料で受けられますので、この機会に受診しましょう。

受診券と案内を6月上旬に発送する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては発送を延期する場合があります。

●問い合わせ 市民生活課 ☎2111 内線 151

■個別健診(要申込)

- 対象 令和2年度中に40歳から74歳になる人および令和3年3月に75歳になる人で、受診日当日に国保加入者

※国保の人間ドックを受ける人は対象外です。

※通院治療中の人も対象になります。かかりつけ医に相談してください。

- 健診項目 問診、診察(身体測定・血圧)、尿検査、血液検査(脂質・血糖・肝機能・腎機能・貧血)、心電図

- 受診期間 受診券が届いた日～令和3年2月28日(日)

- 受診場所 柳井医師会指定の医療機関

- 自己負担額 無料

- 必要なもの 特定健診受診券、国保の保険証

- 申込 事前に健診を受ける医療機関に直接申し込んでください。

- 健診結果 受診した医療機関で結果の説明を受けてください。

- 注意事項

▼受診前後の手洗い・消毒、咳エチケットなどの感染予防に心がけましょう。

▼体調不良の時は受診を控えましょう。

※令和2年度の集団健診は中止します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、秋の集団健診は中止します。

■特定保健指導の対象者となる基準

特定健診の結果により特定保健指導の対象となった人には、市保健センターから案内文書を送付します。

■特定健診の結果

肥満と判定	① 血糖	空腹時血糖 100 mg / dL 以上 HbA1c (NGSP 値) 5.6% 以上
腹囲 男性 85 cm 以上 女性 90 cm 以上 または BMI 25 以上	② 脂質	中性脂肪 150 mg / dL 以上 HDL コレステロール 40 mg / dL 未満
	③ 血圧	縮期血圧 130 mm Hg 以上 拡張期血圧 85 mm Hg 以上
	④ 習慣	喫煙習慣がある

■特定保健指導

生活習慣病のリスクが 中程度	動機付け支援 生活習慣の改善点などに 気づき、実践できるように 支援
生活習慣病のリスクが 高い	積極的支援 生活習慣改善に向けて 実践できるよう継続的に 支援

柳井ブランド「きんさい柳井」 新規認証申請・推薦を受け付けています



柳井市地域ブランド推進協議会では、柳井市の価値ある地域資源をブランドとして認証し、「柳井ブランド」としてPR するなどの販売支援を行っています。

なお、第1次・第2次・第4次・第5次認証分の更新認証は10月以降を予定しています。

○受付期間 6月1日(月)～7月31日(金)

○認証対象 応募対象は以下の9分類です。

- ① 一次産品(農作物、水産物、林産物等)
- ② 加工品(加工食品、飲料等)及び郷土料理
- ③ 工芸品(織物、陶磁器、漆器、木工品、竹工品等)
- ④ 有形文化財
- ⑤ 無形文化財
- ⑥ 民俗文化財
- ⑦ 記念物
- ⑧ 自然及び景観
- ⑨ 伝統的建造物群



①～③：農林漁業者もしくは製造業を営んでいる人
またはこれらの人で組織する法人その他団体で、
原則として、市内に住所(主たる事業所の所在地)
を有する人が応募(申請)できます。

④～⑨：どなたでも応募(推薦)できます。

○応募方法 実施要領を確認の上、商工観光課備付
の申請書類を柳井市地域ブランド推進協議会事務局
(商工観光課内)に提出してください

申請書類と実施要領は市ホームページからダウンロードできます。

●申込・問い合わせ

柳井市地域ブランド推進協議会事務局
(商工観光課内) ☎2111 内線 363



令和4年度以降の 柳井市成人祝賀式について

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月1日に施行されることに伴い、令和4年度以降の成人式は次のとおり名称を変更して開催する予定です。なお、対象年齢や実施時期に変更はありません。

○式典名称(令和4年度以降)

柳井市二十歳(はたち)の集い

○対象年齢

20歳(年度中に20歳を迎える人)

○実施時期

1月(令和4年度は令和5年1月7日(土)に開催予定)

●問い合わせ

生涯学習・スポーツ推進課 ☎2111 内線 333



市政だより



日日時 場場所 内内容 対対象 定定員
料参加料 持持参物 申申込 問問い合わせ

7月1日(水)

レジ袋有料化が始まります

プラスチックによる環境汚染問題を解決するための第一歩として、エコバッグを持ち歩くなど、レジ袋削減に協力をお願いします。

問 プラスチック製買物袋の有料化に関する相談窓口
☎ 0570-080180

7月から国民年金保険料の免除申請を受け付けます

国民年金保険料の納付が困難な人は、申請をして承認を受ければ、7月から翌年6月までの保険料が免除・猶予されます。

区分		保険料月額
令和2年度		16,540円
免除・猶予	1/4 免除	12,410円
	半額免除	8,270円
	3/4 免除	4,140円
	全額免除・納付猶予	納付なし

▼保険料の免除や猶予を受けずに未納の状態が障害や死亡など不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

▼昨年度、全額免除または納付猶予が承認された人は申請不要です。後日届く結果通知を確認してください。ただし失業を理由に承認された人は新たに申請が必要です。

▼申請時点から2年1カ月前の月まで遡って申請できます。未納期間がある人は相談してください。

▼学生の方は「学生納付特例制度」を、出産の際は「産前産後期間の免除制度」を利用してください。

▼新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送でも受け付けます。

○手続きに必要なもの ①年金手帳またはマイナンバーカード、②印鑑(自署の場合は不要)、③失業による特例申請の場合は離職票または雇用保険受給資格者証の写しなど

問 市民生活課
☎ 2111 内線 168,169

福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)の交付申請

重度心身障害者を対象に保険適用となる医療費の自己負担額を助成する制度です。

対 ①または②に該当する人(本人の所得要件有り)

①身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている人

②国民年金法施行令別表1級程度の障害を有する人

○必要書類等 医療保険の被保険者証、障害程度を証明する書類(手帳等)、印鑑

※1月2日以降に転入した人は1月1日現在の住所地で発行する令和2年度所得課税証明書、個人番号カードまたは個人番号通知カード(顔写真付き身分証明書必要)を持参してください。

○申請手続 現在受給者証が交付されていて更新手続きが必要な人には申請書を送付します。

▼過去に所得制限となった人は、申請により令和元年中の所得で再審査をします。

▼対象要件が継続していると判断される一部の人は申請を省略し、6月下旬に受給者証を郵送します。

○申請期限 6月30日(火)
※期限後は随時受け付け、申請月の初日から助成します。

申 問 市社会福祉課
☎ 2111 内線 184

交通事故情報

	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
5月発生状況	5	0	5
累計	令和2年 26	0	30
前年対比	-6	0	-9

令和2年5月31日現在

やまぐち森林づくり県民税を活用した森林の整備

森林所有者で荒廃したスギ、ヒノキの人工林、繁茂した放置竹林等でお困りの人はご相談ください。

■森林機能回復事業(間伐)

対 長期間放置され荒廃している36年生以上のスギ・ヒノキの人工林
※事業実施後20年の協定期間および皆伐禁止等の制約あり。

■繁茂竹林整備事業(伐採)

対 周辺の人工林の成長や生活面で支障をきたす繁茂拡大した竹林
※事業実施後、9年間の転用禁止等の制約あり。

問 農林水産課
☎ 2111 内線 355

グループ・サークル紹介のパンフレットを作成しました

市内各公民館などで生涯学習活動を実践している自主グループのパンフレットを作成しました。これを参考にして生活を豊かにする活動を始めてみませんか。

○配布場所 各公民館、バタフライアリーナ、図書館、生涯学習・スポーツ推進課(同課ホームページにも掲載)

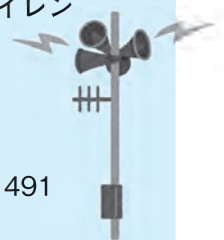
問 生涯学習・スポーツ推進課
☎ 2111 内線 331

防災行政無線放送予定

▼6月17日(水) 10:00 ごろ
緊急地震速報訓練

▼7月1日(水) 12:30 ごろ
消防署によるサイレン
吹鳴テスト

●問い合わせ
危機管理課
☎ 2111 内線 491





マスクの送り付けにご注意を

注文した覚えのないマスクが海外などから届いたという相談が全国的に増えています。代引ではなく請求書も入っていないというケースも多いようです。

送り付け商法の場合は14日間経過するとマスクを処分することができます。ただし、請求書が入っていない場合は送付先を誤っている可能性もあるため、念のため処分せずに1、2カ月程度は保管しておくことをお勧めします。不安なときは、消費生活センターに相談してください。

●消費者相談窓口

柳井地区広域消費生活センター
(商工観光課内)
☎22125



▲LINE相談受付中

寝具洗濯乾燥消毒の回収サービス

市の委託業者が寝具を訪問回収し洗濯・乾燥・消毒したのち即日宅配します。

対在宅生活をする市民で、次のいずれかの世帯に属する人

■高齢者

- ① 80歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯で、要介護状態・指定の難病等で寝たきりの状態にある人の世帯(同居者による寝具の衛生管理が可能な場合や、同一敷地内や隣接地に別世帯の75歳未満の家族が居住している場合は対象外)

■重度障害者 障害者のみの世帯または同居者による寝具の衛生管理が困難な世帯の重度身体障害者(一定の要件に該当する人、常時寝たきり状態にある障害者)の世帯

日 7月6日(月)～8月7日(金)
／(土)(日)(祝)を除く

料 敷・掛布団: 160円/枚、毛布: 60円/枚、枕: 30円/個

○その他

- ▼サービスの利用は布団等3枚と枕1個以内で年1回限りです。
- ▼訪問日は7月以降に業者から直接電話で連絡します。
- ▼離島など場所によっては訪問回収ができない場合があります。

○申請期限 6月25日(木)

申問 印鑑を持参し、以下の窓口か各出張所・連絡所で申請してください(電話申請は不可)。

▼高齢者: 高齢者支援課

☎22111 内線 186

▼障害者: 市社会福祉課

☎22111 内線 191

ネコの正しい飼い方

お宅のネコはご近所に迷惑をかけていませんか?

ネコの迷惑行為による苦情が数多く寄せられます。これらは飼い主がネコの習性を理解し、周囲への気配りと責任を持ち飼育することで解決できます。皆が気持ちよく生活できるように飼いましょう。

■習性を理解しましょう

ネコの習性は…夜行性/縄張りを持ち単独生活を好む/爪とぎをする/メスは年2～4回発情/1回の出産で3～8匹生まれる

■飼い方を見直しましょう

- ▼屋外にエサを置くと野良ネコが集まってきます。屋内で十分与えましょう。
- ▼排便のしつけをしましょう。
- ▼首輪やリボンなどをつけておきましょう。
- ▼管理出来る頭数で飼いましょう。
- 不妊、去勢手術を考えましょう
繁殖を望まない場合は不妊、去

勢手術を考えましょう。

■屋内飼育に努めましょう

ネコは広い生活空間を必要としません。外では交通事故や病気への感染、害虫の寄生などの危険も増すため、屋内で飼いましょう。

■ネコを捨ててはいけません

愛護動物を遺棄すると動物愛護法により罰せられます。やむを得ず飼うことが出来なくなった場合は市に相談してください。

■野良ネコにエサを与える人へ

野良ネコにエサを与えると他所からも集まり子を産むため、手に負えなくなります。ところかまわず糞尿をするなど周囲に様々な被害を与えます。飼う自覚のない無責任な餌付けはやめましょう。

※野生動物(タヌキ・ハトなど)への餌付けも生態系のバランスを崩し、害獣化の要因になるのでやめましょう。

問 市民生活課

☎22111 内線 166



野生鳥獣から農作物を守ろう 侵入防止柵の設置補助

野生鳥獣から農作物被害を防止するため、侵入防止柵の設置を補助します。

対 電気柵、トタン壁、ワイヤーメッシュ(パネル状・ロール状)

○補助率

- ▼受益戸数1戸で侵入防止柵を設置する場合/原材料費の1/3以内(補助限度額10万円)
- ▼隣接する受益戸数2戸以上が共同で侵入防止柵を設置する場合/原材料費の1/2以内(補助限度額20万円)

申問

購入前に必ず連絡してください。
農林水産課 ☎22111 内線 355

6月23日(火)～29日(日)は 男女共同参画週間

○キャッチフレーズ

- ▼そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。
- ▼ワクワク・ライフ・バランス

問 政策企画課

☎22111 内線 470

令和元年度 情報公開制度の運用状況

(件)

実施機関 区分	請求等	処理状況				審査 請求
		全部 公開	部分 公開	非公開	文書 不存在	
市長	37	30	11	0	1	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0
議長	3	2	0	0	1	0
合計	41	32	12	0	2	0

※1件の請求につき複数の処分があるため、請求等の件数と処理状況の件数が異なります。

令和元年度 個人情報保護制度の運用状況

(件)

実施機関 区分	請求等	処理状況				審査 請求
		開示	一部 非開示	非開示	文書 不存在	
市長	2	1	1	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0
合計	3	2	1	0	0	0

※訂正・削除・利用中止に関する請求は0件。

令和元年度 審議会等の会議の公開運用状況

実施機関 区分	会議(件)				傍聴 (人)
	計	公開	一部 非公開	非公開	
市長	162	57	4	101	46
教育委員会	23	19	2	2	5
農業委員会	12	12	0	0	5
固定資産評価 審査委員会	1	1	0	0	0
合計	198	89	6	103	56

※会議の開催は市役所1階ロビー掲示板、各出張所・連絡所、総務課ホームページに掲載しています。

※個人情報保護などの理由で非公開とする場合があります。

●問い合わせ 総務課 ☎2111 内線432

柳井農業振興地域整備計画の見直しが完了しました

柳井農業振興地域整備計画書の縦覧を農林水産課で行っています。

計画で農用地区域として設定した土地は原則として農地転用できません。ただし、特別な場合で、農用地区域からの除外(年3回受付)や用途変更を検討される場合は問い合わせてください。

【場】農林水産課

☎2111 内線352

木造住宅の無料耐震診断・耐震改修補助

木造住宅の耐震診断を無料で行い、耐震改修を実施する場合は補助します。

【対】所有する昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅に現住し、市税の滞納がない人(賃貸住宅は対象外)

○募集件数

▼木造住宅耐震診断 6戸

▼木造住宅耐震改修 1戸

※申込多数の場合は10月上旬に抽選

○補助限度額(改修のみ)

100万円(4/5補助)

○申込期限 9月18日(金)

【問】都市計画・建築課

☎2111 内線236,237

老朽危険空き家除却費用補助

○対象空き家 次の条件を全て満たす木造住宅で、不良度判定が基準を満たし、かつ周辺への危険があるもの

▼常時無人の状態の戸建て住宅

▼2分の1以上が居住用

▼個人が所有する住宅

▼所有権以外の権利が設定されていない住宅

▼法的措置を命じられている特定空家等でないこと

※申込後、事前に現地調査を実施し、住宅の不良度や周辺への危険度を判定します。

○補助対象者 次の全てに該当する人(法人を除く)

▼老朽危険空き家の所有者または老朽危険空き家がある敷地の所有者(相続人・代理人を含む)

▼柳井市の市税の滞納がない人

▼世帯全員の市町村民税所得割額の合計額が304,200円未満の人

○募集期間

6月15日(月)～8月31日(月)

○募集件数 7件(申込多数の場合は現地調査の判定により決定)

○補助対象経費 市内に本店がある解体業者へ依頼し支払った老朽危険空き家の除却工事費用(住宅の一部を除却する工事、他の制度による補助金等の交付

対象となる工事費用は補助対象経費に含まない)

○補助額 補助対象経費の額の1/3(上限額30万円)

○注意事項

▼補助金の交付決定前に工事に着手した場合(契約を含む)は補助対象外となります。

▼令和3年1月31日(日)までに事業を完了できない場合は補助を受けられません。

【問】都市計画・建築課

☎2111 内線235



しゅうなん若者サポートステーション対象が49歳まで広がりました(要予約)

キャリアコンサルタント・臨床心理士が就労に関する不安や悩みを一緒に考えていきます。各種セミナーや職場見学・体験に加え、氷河期世代向けの講座も用意。学校中退者支援も行っています。

【日】毎週火～(土) 9:30～17:30

※祝・年末年始は休館

【対】15～49歳までの求職者およびその保護者・関係者

【問】しゅうなん若者サポートステーション

☎0834-27-6270

子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人1万円)は 6月25日(木)に支給します(申請不要)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するための臨時特別給付金は、**公務員を除き6月25日(木)**に児童手当振込口座に支給します。対象者や支給額は広報やない令和2年5月14日号(No.328)3ページを確認してください。

！公務員は申請が必要です

公務員は、所属庁から申請書が配布されます。
所属庁で支給対象者であることの証明を受け、
市に提出してください(郵送可)。

○提出期限 10月30日(金)※必着

○支給日 申請書受領後、随時

●提出先・問い合わせ

市社会福祉課

☎②2111 内線 187



戦没者等の遺族への 特別弔慰金(第11回)の支給

①令和2年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金を受ける人がいない場合に、戦没者等の死亡当時の遺族のうち、次の順番による先順位の一人

※令和2年4月1日以降に遺族が死亡した場合は、相続人が請求することができます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹(戦没者等と生計関係の有無、婚姻による姓の変更等により順番が入れ替わります)

④上記①から③以外の三親等内の親族(甥、姪等)(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限られます)

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 令和5年3月31日まで(請求期間を過ぎると時効となり、第11回特別弔慰金を受ける権利が消滅します)

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

市社会福祉課

☎②2111 内線 183

6月は環境月間

・住環境衛生推進月間です

■環境保全活動に取り組みましょう

「ぶちエコやまぐち〜CO₂削減県民運動〜」に取り組みましょう。

▼ライトダウン／可能な範囲で照明の消灯をしよう。

▼クールビズ／ノーネクタイ、ノー上着など服装を工夫しよう。

▼エコドライブ／やさしいアクセル操作でゆっくり発進しよう。
タイヤの空気圧は定期的に点検しよう。

▼緑のカーテン／つる性植物で窓を覆うと室内を約3℃下げる効果があります。

▼ノーマイカー運動／6月はノーマイカー強化月間です。

○ねずみ・衛生害虫の防除を！

▼ゴキブリなどの衛生害虫は気温の上昇とともに活動が活発になります。生活環境への侵入を防ぎ駆除に努めましょう。

▼掃除や食品、残飯などをしっかり管理しましょう。

▼薬剤を使うときは使用上の注意を守り安全に注意しましょう。

○空き地の適正管理を！

▼草刈りなどにより土地の環境美化に努めましょう。

○換気にご注意を！

▼気温が高い時期、特に新築・改築・改装後の建物では換気に努めましょう。

▼化学物質を放散する建材・内装材で室内の空気が汚染され、体調不良を訴える事例が起きています。夏期は十分換気するよう心がけましょう。離れた2カ所の窓を開けると効果的です。

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

☎②2111 内線 165

市営柳井まちなか駐車場

回数駐車券の販売場所が変わりました

○料金

1時間ごとに100円(30分以内は無料)

24時間までごとに最大500円

▼回数駐車券 1冊1,000円(100円券11枚つづり)

⇒(有)山中 本社亀岡店でのみ購入可能

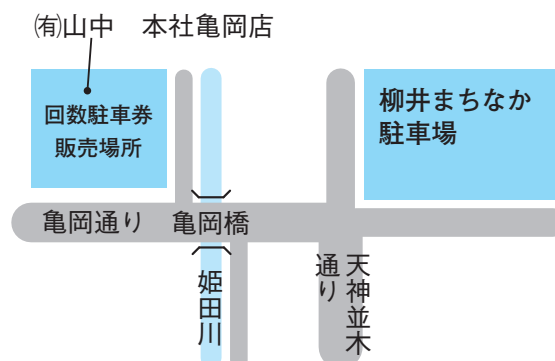
▼定期駐車券 1カ月につき4,400円

⇒都市計画・建築課でのみ申込可能

●問い合わせ

都市計画・建築課 ☎2111 内線232

【回数駐車券販売場所】

7月は再犯防止啓発月間・
社会を明るくする運動強調月間

犯罪や非行のない安心・安全な社会を築くには家庭や地域づくりとともに、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことが大切です。

▼犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

▼犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えましょう。

▼就労や住居等の生活基盤づくりに協力をお願いします。

問市社会福祉課

☎2111 内線184

市民相談

弁護士による福祉無料法律相談
／高齢者・障がい者優先

(要予約・市民対象)

日 6月17日(水) 9:00～11:30

場市総合福祉センター3階研修室

内遺産分割、債務不存在確認、成年後見申立などの初期相談

定 5人(先着順)

○相談時間 30分以内

申問市社会福祉協議会

☎213800

弁護士による無料法律相談
(要予約・市民対象)

日 7月8日(水) 9:30～12:00

場市役所3階大会議室

定 8人(定員になり次第締切)

申問 7月1日(水) 8:30 から電話で受け付けます(先着順)。

市民生活課

☎2111 内線161

行政・市民相談

日 7月8日(水) 13:30～16:00

／受付 15:30 まで

場市役所3階大会議室

内行政相談：行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

市民相談：行政書士会岩国支部柳井地区会員による官公署手続、書類作成等の相談

問市民生活課 ☎2111 内線161

行政相談

日 7月8日(水) 13:30～16:00

／受付 15:30 まで

場ふれあいタウン大島

内行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

問大島出張所 ☎45 2211

岩国年金事務所による
年金相談(要電話予約)

日 7月9日(木), 22日(水)※／10:00～12:00, 13:00～16:00

※第4(木)が祝日のため(水)に開催

場市役所3階大会議室

申問 8月13日(木), 27日(木)の年金相談の予約は7月1日(水)から受け付けます(先着順)。定員になり次第締め切るため、早めに申し込んでください。予約の際には基礎年金番号を確認します。

岩国年金事務所お客様相談室

☎0827 24 2222



6月から市ホームページやFacebookページ「やないDE子育て」で「家庭児童相談室からのおたより」を掲載します

家庭児童相談室では6月から毎月、市ホームページやFacebookページ「やないDE子育て」で専門の相談員からのおたよりを掲載し、子育てに関するコツや見逃しがちな点を紹介します。ちょっとした悩みでも一人で抱え込まず、相談してください。

こんな時は家庭児童相談室へ

- ▼子どもを叱り過ぎた。そんな自分を責めてしまう。
- ▼子どもがイライラしたり気持ちが沈んでいるときの接し方が分からない。
- ▼子どもがやることにイライラしてしまう。



●問い合わせ・相談窓口

家庭児童相談室(社会福祉課内)

☎②2111 内線 190,194

児童巡回相談(無料・要申込)

18歳未満の児童の虐待、育児、健康、障がい、非行などあらゆる相談に応じます。

☎7月13日(月) 10:30～16:30

☎県柳井健康福祉センター

○相談員 児童心理司、児童福祉司、家庭相談員等

○申込期限 6月22日(月)

☎問岩国児童相談所

☎0827②1513

『女性の権利110番』 &『LGBTの権利110番』 (無料電話相談)

女性に対する暴力や離婚に関する諸問題などの女性の権利一般に関することやLGBTの権利に関する相談を無料で受け付けます。

☎6月30日(火) 10:00～16:00

○特設電話(無料)

☎083-920-8730

※1人当たり15分程度

○主催 山口県弁護士会、日本弁護士連合会

☎山口県弁護士会事務局

☎083-922-0087

FAX 083-928-2220

講座・教室

狩猟免許の更新および試験・講習会(要申込)

①狩猟免許更新講習会

☎日場

7月1日(水), 2日(木) 10:00～17:00
／県柳井総合庁舎

7月8日(水), 9日(木) 10:00～17:00
／県岩国総合庁舎

☎料 2,900 円

○申込期限 実施日の1週間前

②狩猟免許試験

☎日場

8月2日(日) 9:00～16:00

／岩国市地方卸売市場

8月23日(日) 9:00～16:00

／周南市保健センター

☎料 5,200 円

○申込期限 実施日の9日前

③狩猟免許取得等経費の助成

わな猟免許、第一種銃猟免許の新規取得者に助成します(新規に取得し、当該年度内に狩猟者登録をすることが必要)。

○助成額 わな猟免許15,000円、
第一種銃猟免許67,000円

■共通事項 ①～③

☎問岩国農林水産事務所

☎0827②1567

④狩猟免許講習会

☎日場各会場の試験日前日 9:00～
15:30 / 試験と同会場

☎料初心者6,000円、猟友会会員
4,000円

☎問県猟友会

☎083-924-3517

夏の星座を観る会 (無料・要申込)

夏の星座を観察します。

☎日7月18日(土) 20:00～21:00

※雨天・曇天は中止。

☎場星の見える丘工房

☎対幼児・児童・生徒は保護者同伴

☎定20人(先着順)

○申込期限 7月10日(金)

☎問生涯学習・スポーツ推進課

☎②2111 内線 331



しらかべ学遊館放課後子ども教室

■チャレンジし隊

「めざせ！藤井聡太！！」

日 7月4日(土) 13:30～15:30

場 市理科研修所(柳井小学校内)

内 将棋の基本を学び、楽しむ

定 小学生20人程度(先着順)

料 30円(保険代)

○申込期限 6月29日(月)

●申問 しらかべ学遊館

☎ 24518

催し

「土砂災害から命を守る」
パネル展示

日 7月1日(水) 13:00～17日(金) 15:00

場 市役所 1階ロビー

内 過去に発生した災害の状況や非常時に向けた対策などをパネルで紹介します。

○主催 山口県防災・砂防ボランティア協会

●危機管理課

☎ 2111

内線 491

柳井図書館 おはなしの会
(無料・申込不要)

日 6月27日(土)

■乳幼児向け 13:30～14:10

おはなしバスケット／絵本の読み聞かせ「おでかけばいばい」ほか、大型絵本、しかけ絵本

■幼児・児童向け 14:30～15:30

おはなしの会／絵本の読み聞かせ「カエルのおでかけ」ほか、大型絵本、素話

●場 柳井図書館 2階視聴覚室

○出演 お話サークル ことこと

●問 柳井図書館 ☎ 20628

募集

市営住宅入居者

入居資格など詳しくは問い合わせてください。

○住宅名

▼一般住宅：琴風・迫田・高須・新庄北・瀬戸・串の下・本町

○申込期限 6月30日(火)

※郵送の場合は当日消印有効

○注意事項

▼申込多数の場合は抽選

▼単身者の申込が可能な住宅あり

▼同一の募集住宅・住戸タイプが2戸以上ある場合、高齢者世帯等のみで抽選する優先枠を設定

▼原則、公営住宅居住者は申込不可

●申問 所定の申込書に63円切手2枚を貼付して申し込んでください。

〒742-8714 都市計画・建築課

☎ 2111 内線 236,237

令和2年度 火災予防作品
(防火標語の部)

●対 柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住する65歳以上の人

○課題 以下のいずれかの防火標語

▼住宅防火(特に住宅用火災警報器)に関するもの

▼放火火災防止に関するもの

▼火災が起こった際、火がつきにくく、燃え広がらない防災エプロンの普及に関するもの

▼その他火災予防に関する標語(山火事予防に関するものは除く)

○その他

▼作品は自作・未発表のもので、一人二点まで

▼金賞の標語は県の2次審査に提出します。

▼著作権は主催者に帰属します。

○応募期限

10月29日(木) ※当日消印有効

●申問 はがきなどに作品(防火標語)・郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記して提出してください。

〒742-0031 柳井市南町5-4-1

柳井地区広域消防本部予防課

☎ 237774

FAX 234503

放送大学2020年度第2学期
(10月入学)学生

多彩な放送授業が300科目あり、1科目から選べます。生涯学習やキャリアアップ、資格取得を応援します。

○出願期間

▼第1回

6月10日(水)～8月31日(月) 必着

▼第2回

9月1日(火)～15日(火) 必着

●申問 放送大学山口学習センター

〒753-0841 山口市吉田1677-1

☎ 083-928-2501

試験

令和2年度 消防設備士試験

○試験日 9月6日(日)

○受験地

下関市、山口市、周南市

○試験の種類

甲種(特類、第1～5類)

乙種(第1～7類)

○願書受付期間

▼電子申請

6月29日(月)～7月13日(月)

▼書面申請

7月2日(木)～16日(木)

●問 柳井地区広域消防本部予防課

☎ 237774